

2019年(令和元年)5月14日 火曜日

どうする空き家対策

秋田市中で 相続、活用事例学ぶ



空き家対策を考えたセミナー

場合の空き家の管理責任について質問があり、伊藤さんは「放棄者は、相続放棄した財

(長田雅巳)

産でも次の所有者が決まるまで管理責任を負わなければならない」と答えた。
 佐々木理事長は2015年のNPO法人設立以来、105件の相談があったと報告。「空き家になっても仏壇があったり、病院や福祉施設に入っている所有者が盆や正月にだけ帰ってきたりと、賃貸が難しいケースもある。空き家を借りたい、買いたいという相談は多く、マッチングに力を入れたい」と語った。

このほか、雄和の旧川添小を地域の交流拠点として活用する事例を紹介した。

空き家対策を考えるセミナーが12日、秋田市上北手の遊学舎で開かれ、市民ら約30人が相続のルールや活用事例について理解を深めた。同市のNPO法人「住まい安心サポート秋田」(佐々木義文理事長)の主催。

進展する高齢化に対応し、今年から来年にかけ約40年ぶりに見直される相続制度について、同市の司法書士の伊藤洋子さんが講演。残された配偶者が亡くなるまで今の住居に住める「配偶者居住権」が新設されることや、自筆証書遺言を法務局に預けられるようになることを説明した。

質疑応答で、相続放棄した